

2026事務年度 金融行政方針 解説

金融庁は今年、何を見るのか

預金取扱金融機関が「今年やるべきこと」を条文つきで整理

ALM・与信

金融犯罪・FATF

サイバー・AI

利用者保護

弁護士法人三宅法律事務所
パートナー弁護士 渡邊 雅之

今日の3つのポイント

1

問い 今まで指摘されなかった数字の食い違いが、なぜ今年は見つかるのか

答え：「両面」で見られる 業態別×横断のモニタリングと、当局によるAIでのデータ処理

2

問い 規程どおりにやっているのに、なぜ評価されないのか

答え：金融犯罪とFATF 問われるのは規程の有無ではなく、現場を含めた有効性

3

問い 営業で成功したのに、なぜ当局に呼ばれるのか

答え：金利上昇が全論点に効く ALM・与信・預金商品の販売が健全性と利用者保護の両面で見られる

チャプター

1

全体像

3本柱と今年の日程

2

監督のスタイル

「要請」の読み方、二局体制

3

健全性

ALM・与信・NBFI

4

ガバナンス

不正事案の真因分析、内部監査

5

横断テーマ

委託先・サイバー・AI

6

金融犯罪

5つの対策が1つに・FATF第5次

7

利用者保護・地域金融

預金商品・住宅ローン・事業性融資

8

他業態

証券・保険・資金移動・暗号資産

9

まとめ

よくある誤解とチェックリスト

方針の全体像：3本柱

一言でいうと 実務で効くのは「Ⅱ 金融システムの安定・市場の公正性」。

I

金融機能の発揮

- 金融戦略（2026年7月）の具体化
- 成長投資・地域金融・資産形成・デジタル金融

II

今日の中心

安定・公正・透明

- 業態別×横断のモニタリング
- ALM・与信・ガバナンス・サイバー・金融犯罪・利用者保護

III

進化する組織

- 生成AIの活用（AX）
- 検査官・モニタリング人材の育成

注意 方針は金融戦略（別添）との重複を避け「補完が必要な項目」中心。戦略・監督指針・個別要請とセットで読む。

今年の日程を押さえる

一言でいうと すでに動いている制度と、これから来る審査・立法の両方がある。



日程未定でも最重要

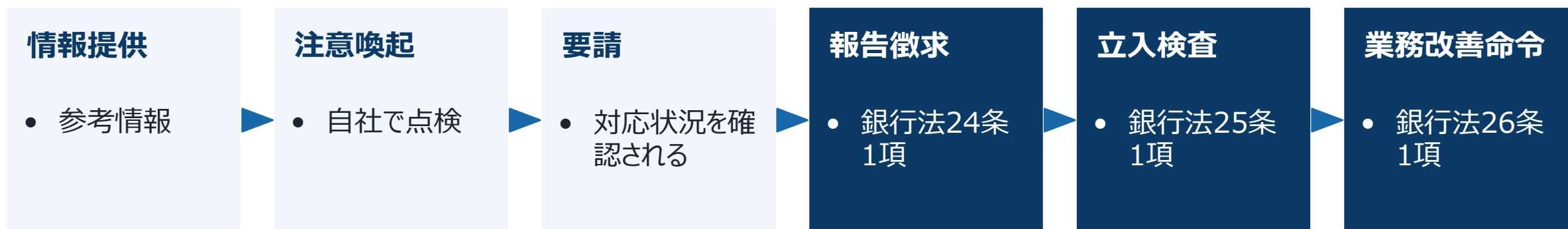
FATF第5次対日相互審査が「間近に迫っている」（p.12）。あわせて、貸金業規制の見直し法案が次期通常国会に提出予定（金融戦略）。

「要請」は法的義務？ 当局発信の読み方

一言でいうと「情報提供」と「業務改善命令」を同じ温度感で扱わない。

ソフトな働きかけ

法令に基づく権限（銀行）

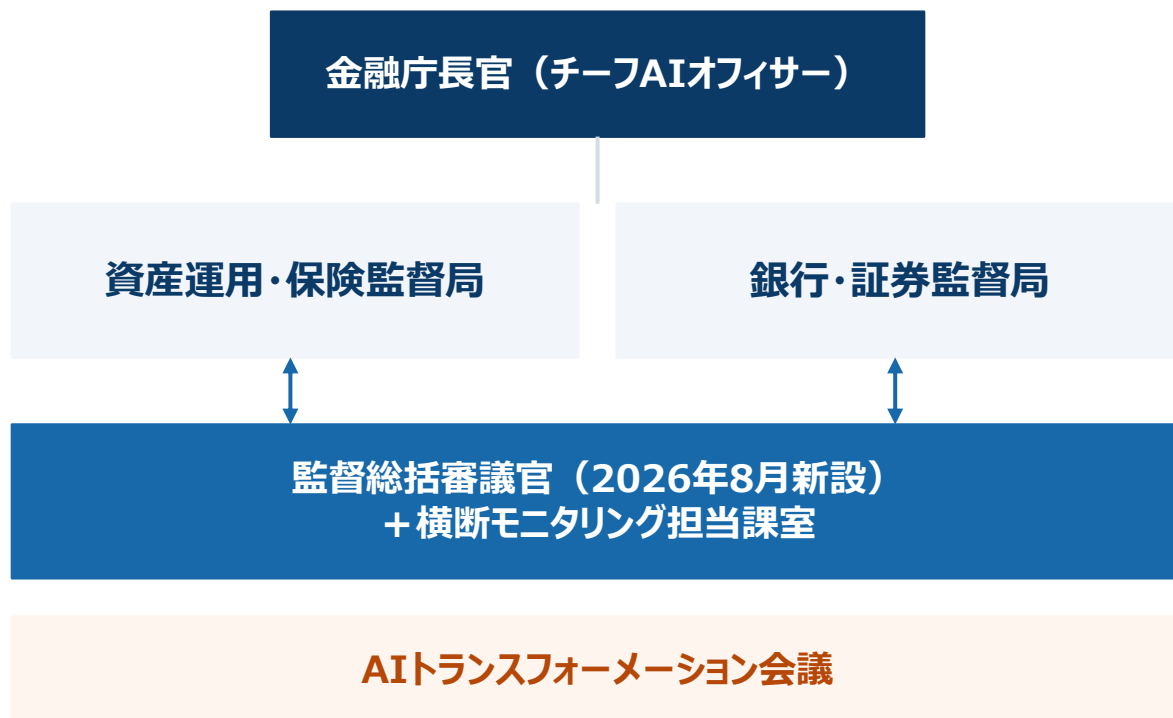


- 1 台帳化**
位置付け・期限・主管部署・経営報告の要否
- 2 一貫性**
回答・取締役会資料・監督データを揃える
- 3 初動**
法務・コンプラ・リスク・事業部門の連携手順

根拠条文 信用金庫法89条1項、協同組合による金融事業に関する法律6条1項により、信金・信組にも銀行法の上記規定を準用。

金融庁の組織が変わった：二局体制と横断モニタリング

一言でいうと 提出したデータは、他社と横並びで機械的に比較される。



金融機関への影響

- サイバー・AML・AI・委託先・内部監査が業態を越えて比較される
- リスクプロファイルで優先順位が付けられる
- 当局がAIで大量の文書・データを処理 → 数値の不整合が目立つ

根拠条文 「業態別または横断的モニタリングのいずれかのみでは不十分」（方針 p.7）。中小地域金融機関も業態別・横断の両担当課室が連携（脚注39）。

金利上昇で問われるALM・流動性

一言でいうと 預金獲得競争は「営業」ではなく、ALMと利用者保護の問題。

金融庁が見るポイント

- 預金の安定性・調達コスト・貸出収益への影響
- 預金商品見直しによる獲得競争（脚注26）
- 協同組織金融機関の有価証券運用

金融機関がやること

- 預金流出のストレステストを取締役会へ
- 高金利キャンペーン預金の定着率・コスト分析
- IRRBB・流動性・評価損を一体で説明

根拠条文 銀行法14条の2（自己資本比率基準）、流動性カバレッジ比率告示、各監督指針（金利リスク・流動性リスク）、銀行法24条1項

不動産・大口・データセンター向け与信

一言でいうと「どこに貸したか」より「期中に何を見ているか」。

金融庁が見るポイント

- 国内不動産業向け貸出・大口与信
- 海外ファンド向け融資
- データセンター向けを含むプロジェクトファイナンス
- 複数行に共通するエクスポージャー

金融機関がやること

- セクター集中限度と例外承認の再点検
- 期中管理・財務制限条項の運用を文書化
- 突発破綻を想定した審査独立性・内部牽制
- 粉飾・資金使途逸脱の早期警戒指標

根拠条文 銀行法13条1項・同施行令4条（大口信用供与等規制）、同14条の2、同12条の2第2項（健全かつ適切な運営の確保）

NBFI・プライベートアセット・地政学

一言でいうと 当局は「個々のリスクの蓄積」を金融システム全体で見ている。

金融庁が見るポイント

- ノンバンク金融仲介（NBFI）・プライベートアセットの拡大
- 中東情勢・通商政策・気候関連リスク
- 日銀との共同データプラットフォームの拡充

金融機関がやること

- ファンド・SPC経由の実質エクスポージャーを把握
- 貸出明細データの定義・名寄せ精度を上げる
- 地政学・気候を信用リスク会議の定例論点に

根拠条文 貸金業法（シ・ローンへの外国金融機関参加等の見直しは次期通常国会に法案提出目標）、方針 p.9脚注31・32（共同データプラットフォーム）

不祥事は「個人の問題」で終わらせない

一言でいうと 経営陣の姿勢・組織文化・内部牽制まで掘り下げる。

経営陣の姿勢

目標・評価の設計、報告を受けたときの反応

組織文化

声を上げにくい風土、慣行化した例外処理

内部牽制

権限分掌・ローテーション・複数人確認

金融機関がやること

- 調査スコープに「組織要因」を明示
- 再発防止策をKPI化し取締役会へ定期報告
- 貸金庫・不正融資・顧客資産管理の内部牽制を点検

根拠条文 銀行法24条1項・25条1項・26条1項、同53条1項・施行規則35条1項（不祥事件の届出）、会社法362条4項6号・5項（内部統制システム）

内部監査は「あら探し」から「経営への助言」へ

一言でいうと 事後指摘ではなく、変化を先回りして経営陣に気づきを与える。

観点	これまで	これから
視点	事後的な指摘	リスクの変化を先に捉える
相手	被監査部門	経営トップを含む経営陣
計画	前年踏襲	戦略・新商品・委託と連動
テーマ	事務ミス・規程準拠	サイバー・AI・委託先・金融犯罪
体制	単独で完結	地域金融機関は共同化も検討

根拠条文 「金融機関の内部監査高度化に関する懇談会」の議論、大手行は三線管理・取締役会監督の実効性を水平的に確認（脚注38）、会社法381条・399条の2等（監査役・監査等委員会との連携）

クラウド障害で業務が止まったら？

一言でいうと 委託先管理は契約管理ではなく「重要業務を止めない」経営課題。

① 重要業務を決める

- 決済・払出し等
- 顧客への影響度

② 止まってよい時間

- 許容停止時間
- 復旧目標

③ 依存先を見える化

- 委託先・再委託先
- クラウド集中

④ 代替・退出計画

- 手作業運用・代替先
- 演習で検証

契約も点検 監査・報告受領権、再委託の承認、データ所在地、障害通知期限、終了時の移行支援

根拠条文 銀行法12条の2第2項・同施行規則13条の6の8（業務の委託）、個人情報保護法25条（委託先の監督）・28条（外国にある第三者への提供）、「オペレーショナル・レジリエンス確保に向けた基本的な考え方」（2023年4月）

サイバー対策と「耐量子計算機暗号」

一言でいうと AIで攻撃が高度化。経営陣関与・演習・暗号移行まで求められる。

金融庁が見るポイント

- 経営陣関与の下での多層防御・インシデント対応
- Delta Wall・CSSA・金融ISACの活用
- 量子コンピュータを見据えたPQCへの移行

金融機関がやること

- CSSAの結果と改善計画を取締役会へ
- ランサムウェア・委託先障害を想定した演習
- 暗号の利用箇所を棚卸し → PQC移行計画

根拠条文 「金融分野におけるサイバーセキュリティに関するガイドライン」（2024年10月）、銀行法12条の2第2項、個人情報保護法23条（安全管理措置）・26条（漏えい等報告）

AIは「止める」より「使える状態」に

一言でいうと 金融庁はAI活用を「更に強力に後押し」。ガバナンスはその前提。

金融庁が見るポイント

- AIEージェントを含むAI活用が進展
- AIディスカッションペーパー（第1.1版）の改訂等
- 大手行：生成AI活用を踏まえたグループガバナンス

金融機関がやること

- AIユースケース台帳（目的・データ・責任者）
- 検証・ログ・人によるレビュー
- 顧客対応AIを説明・苦情対応と接続

根拠条文 個人情報保護法17条（利用目的）・25条（委託先監督）・27条・28条（第三者・外国第三者提供）、金融サービス提供法2条1項（顧客等の最善の利益）

バラバラだった5つの対策が、1つになる

一言でいうと 5つの対策が、監督上はひとつの「金融犯罪対策」として見られる。

これまで：部署も報告も別々

AML/CFT

特殊詐欺対策

口座の不正利用

暗号資産

不正アクセス



方針が明記した6項目（2026事務年度）

- ① 不正利用口座に係る金融機関間の情報共有
- ② 口座の不正利用の早期検知・迅速な凍結
- ③ デビットカード不正利用の実態把握
- ④ 暗号資産交換業者への8月要請の履行確認
- ⑤ 新規口座開設直後のウォレット移転に「熟慮期間」等の制度対応
- ⑥ ネット取引の認証・不正検知・取引監視・顧客連絡・事後対応

根拠条文 犯罪収益移転防止法4条・8条・11条、振り込め詐欺救済法3条1項、銀行法12条の2第2項、「マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン」。FATF第5次対日相互審査を踏まえ、AML態勢の一層の高度化を促すとされている。

特殊詐欺・口座不正利用：4つのステップ

一言でいうと「検知・凍結・共有・救済」の一連で評価される。

検知

- 新設・法人口座の悪用
- 高額・連続・即時移転
- デビットカード不正利用

凍結

- 早期の取引停止
- 判断基準・決裁権限
- 顧客対応の準備

共有

- 金融機関間の情報共有
- 警察庁との連携
- 疑わしい取引の届出

救済

- 被害回復分配金
- 救済制度の検討（方針）
- 広報・啓発

根拠条文 振り込め詐欺救済法3条1項（取引の停止等）、犯罪収益移転防止法4条（取引時確認）・8条（疑わしい取引の届出）、「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」（2025年4月22日）、「詐欺及びストーカー被害拡大防止のための緊急対策」（2026年7月28日）

ネットバンキング不正送金：5つの態勢

一言でいうと 入口の認証だけでは足りない。取引後と補償まで一体で設計する。

認証

- パスキー等への移行

不正検知

- 端末・IP・行動の組合せ

取引監視

- 初回送金先・高額を保留

顧客連絡

- 連絡の目標時間と経路

事後対応

- 補償基準・原因分析

根拠条文 偽造・盗難カード預貯金者保護法4条・5条、全国銀行協会申合せ「預金等の不正な払戻しへの対応について」（2008年2月19日）、銀行法12条の2第2項

説明すべきは「一連の流れ」

一言でいうと 疑わしい取引の届出件数ではなく、入口から再評価までの実効性を説明できるか。

1 アクセス環境

端末・IP・位置の異常を取引側に渡しているか

2 取引

入出金・送金先（交換業者を含む）の異常を捉えているか

3 アラート

シナリオ・閾値を手口の変化に合わせて更新しているか

4 顧客確認

継続的顧客管理・追加のCDDにつながっているか

5 凍結・制限

判断基準と決裁権限が決まり、迅速に動けるか

6 届出

件数だけでなく、内容の質を説明できるか

7 再評価

結果をリスク評価書・シナリオ・限度額に戻しているか

7 → 1 へ戻る

再評価の結果をアクセス環境・シナリオ側に戻しているかが、リスクベース・アプローチの分かれ目

根拠条文 犯罪収益移転防止法4条・8条・11条（取引時確認等を的確に行うための措置）、振り込め詐欺救済法3条1項（取引の停止等）、銀行法12条の2第2項、マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン（リスクベース・アプローチ）

FATF第5次審査：何が変わる？

一言でいうと「規程があります」ではなく「効いています」を説明できるか。

第4次（参考）

- 2021年8月公表：重点フォローアップ
- 法令・規程整備の指摘が中心



第5次で問われること

- 有効性（実績・成果）を重視
- 詐欺・暗号資産・越境送金
- アクセス～再評価の一連を説明できるか

1 リスク評価書の更新

2 実績データの準備

3 想定問答と模擬面談

根拠条文 犯罪収益移転防止法4条・8条・11条（取引時確認等を的確に行うための措置）、外為法17条・18条、「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」

新型預金・超長期住宅ローンの売り方

一言でいうと 金利上昇局面では「説明したか」「合っているか」の記録が問われる。

金融庁が見るポイント

- 従前になかった預金商品：商品性を正しく理解できる販売か
- 償還期間が著しく長い住宅ローン：収入見込みに照らして適切か

金融機関がやること

- 商品組成段階で想定顧客・リスクを審査
- キャンペーン終了後・中途解約の条件を明示
- 完済時年齢・金利上昇・退職後収入の説明記録

根拠条文 銀行法12条の2第1項・同施行規則13条の3（預金等の情報提供）、同施行規則13条の7（与信取引の説明態勢）、銀行法13条の4（特定預金等：金商法40条を準用）、金融サービス提供法2条1項

災害・高齢者・障がい者・外国人への対応

一言でいうと 寄り添う対応と、なりすまし防止を両立させる。

被災者（令和8年熊本地震等）

- 被災者債務整理ガイドラインの周知
- REVIC等と連携した事業者支援

高齢者

- 親族等による代理引出しへの対応
- 後見制度支援預金の活用

障がい者

- 代筆・代読、電話リレーサービス
- 合理的配慮の提供（差別解消法8条2項）

外国人

- 自治体と連携した口座開設支援
- 在留期間を踏まえた顧客管理

ポイント 顧客保護と金融犯罪対策が衝突する場面（代理取引・口座開設謝絶）をFAQ化

地域金融力と事業性融資

一言でいうと 資金を出すだけでなく、経営改善・事業承継まで支える。

金融庁が見るポイント

- 投資銀行サービスを含む支援能力・メインバンク機能
- 企業価値担保権（2026年5月導入）の組織的活用
- 経営者保証に依存しない融資

金融機関がやること

- 事業性評価を審査・期中管理に接続
- 企業価値担保権の案件選定・評価・回収を規程化
- 経営者保証の徴求・解除の判断を記録

根拠条文 事業性融資の推進等に関する法律（令和6年法律第52号）、「経営者保証に関するガイドライン」、地域金融力強化プラン（2025年12月19日）

証券・資本市場・保険の重点

一言でいうと グループ会社や窓販を通じて、銀行も無関係ではない。

業態	今年の重点	銀行への示唆	根拠
証券	大手証券G：経営陣のリスク認識と態勢	銀証連携の顧客情報管理	金商法33条の2・36条・40条
資本市場	潜脱的な大量保有・買付、SNS利用の無登録業への厳正対応	取引先の無登録業・開示不正の兆候	金商法27条の23・27条の2・29条
保険	生保の不適切な金銭取扱いへの厳格対応、改正保険業法	保険窓販での顧客本位	保険業法294条の3、改正保険業法（2025年）

資金移動業・暗号資産・通信流通系の重点

一言でいうと 金融犯罪と無登録業対応が業態横断のテーマ。

業態	今年の重点	銀行への示唆	根拠
暗号資産	2026年8月要請への対応、アンホステッド・ウォレット移転の熟慮期間、改正金商法の施行準備	詐欺被害金の交換業者向け送金を検知	資金決済法63条の2・63条の16、改正金商法（2026年7月15日成立）
資金移動業	送金経路の金融犯罪対策、FATF対応	チャージ連携先の不正利用	資金決済法37条、犯収法2条2項
通信・流通系	母体事業者のリスク認識、預金調達・ALM	グループ内データ連携・委託	銀行法52条の9、個人情報保護法27条

よくある誤解 3つ

誤解

「要請」は法的義務じゃないから後回しでいい



実際は (スライド6)

要請は次の手段への入口。対応状況が確認され、業務改善の促進や命令へ進む (脚注25)

誤解

今年は「成長投資」中心で、監督は緩む



実際は (スライド11)

重大・悪質な事案には厳正に対応すると明記 (p.9)

誤解

FATF審査はAML部門の仕事



実際は (スライド20)

問われるのは営業店を含めた有効性

今年のチェックリスト（保存版）

☐

健全性 ALMストレステストを取締役会へ報告

☐

健全性 集中・大口・PFの期中管理基準を見直し

☐

ガバナンス 不正事案の真因分析とKPI化

☐

ガバナンス 内部監査にサイバー・AI・委託先を追加

☐

横断 重要業務・委託先マップと代替計画

☐

横断 CSSAフォロー・PQC計画・AI台帳

☐

金融犯罪 アクセス～再評価の一連を説明できるか

☐

金融犯罪 FATF向け実績データと想定問答

☐

利用者保護 新型預金・長期住宅ローンの説明記録

☐

利用者保護 災害GL・高齢者代理取引の運用

まとめ

「態勢があります」ではなく 「早く見つけ、直せます」と説明できるか

方針：形式的な態勢整備にとどまらず、問題の早期把握と改善につながっているかを確認する（p.9）

ご質問・ご相談

弁護士法人三宅法律事務所 パートナー弁護士 渡邊 雅之
TEL 03-5288-1021 / m-watanabe@miyake.gr.jp

関連動画：AML/CFT／個人情報保護法／サイバー（概要欄参照）

YouTubeチャンネル
「あたらしい法律情報」
チャンネル登録をお願いします
youtube.com/channel/UCFrR7Ch7FnVFvw9ckbjR5ag